

A 市長室からお答えします

**ふるさと納税をしてもらう
取り組みを**

Q ふるさと納税をする人が増えていますが、他市町村の人から成田市にふるさと納税をしてもらえるような取り組みをしていますか。

A ふるさと納税については、全国の自治体の積極的な広報活動や専門サイトの開設などにより、制度の認知度が高まり、納税額が増加している自治体が増えています。このため市では、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、本市の魅力が感じられ、地域振興につながる商品やサービスをふるさと納税の返礼品として提供する取り組みを平成28年12月1日に開始しました。これにより、ふるさと納税額の増額を図るとともに、本市の地元特産品や観光PRなどに努めていきます。

※くわしくは、ふるさと納税の制度については財政課(☎20-1512)、返礼品については観光プロモーション課(☎20-1540)へ。



消費生活相談Q&A

**電子マネー機能付きICカードの
紛失にご注意を**

Q 通勤に電車を利用していますが、5,000円をチャージした無記名の電車のICカードを紛失してしまいました。その時の領収書はありますが、返金または再交付をしてもらえるのでしょうか。

A 速やかに、発行事業者に届けてください。ただし、無記名のICカードは再交付できず、返金もされません。拾った人がそのまま使用してしまう場合もあり、カードが戻ってくる可能性は低いようです。記名したカードであれば、紛失しても使用停止にした時点のチャージ残高が保証されます。また、カードは手数料がかかる場合もありますが、再交付することができます。カードを購入したら、記名の手続きをしましょう。そのほか、定期券が付いているICカードを紛失したときは、再交付できます。定期券部分の保証もあるので速やかに発行事業者へ届けてください。カードを紛失しないよう、十分に注意しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。





国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になったときに

1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で限度額を超える自己負担額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度です。70歳未満の人の限度額は右表の通り区分されています。

70歳以上の人の限度額と計算方法については、保険年金課へ問い合わせてください。

支給対象世帯には「該当通知書」を

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、印鑑、医療費の領収書(病院などが発行したもの)、世帯主の振込先口座が分かるもの、該当通知書を持って保険年金課(市役所1階)ま



| 負担区分 | 年3回目まで | 年4回目以降 |
|------------------------------|---|----------|
| 基準総所得額 901万円超え | 25万2,600円 (医療費が84万2,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) | 14万100円 |
| 基準総所得額 600万円超え 901万円以下 | 16万7,400円 (医療費が55万8,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) | 9万3,000円 |
| 基準総所得額 210万円超え 600万円以下 | 8万100円 (医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) | 4万4,400円 |
| 基準総所得額 210万円以下 | 5万7,600円 | 4万4,400円 |
| 住民税非課税世帯 | 3万5,400円 | 2万4,600円 |

*国保加入中で所得の申告をしていない人がいる世帯は、基準総所得額901万円超えとして扱われます

または下総・大栄支所で申請してください。支払いは申請月の翌月下旬になります。

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

70歳未満の人、70歳以上の非課税世帯の人が医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、印鑑と保険証を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



海外居住者の国民年金

希望すれば加入できます

国民年金に加入している人が海外に転出した場合、国民年金の資格を喪失することになります。海外に住むことで国民年金に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとするときの受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

これに対し、受け取る年金額を増やしたい、万が一の場合に障害基礎年金などが保障されるようにしたい、と希望する人は、引き続き国民年金に加入(任意加入)することができます。

海外に転出するときは、必ず保険年金課(市役所1階)で手続きしてください。

ただし、任意加入者には、保険料免除制度や学生納付特例制度は適用されませんので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

